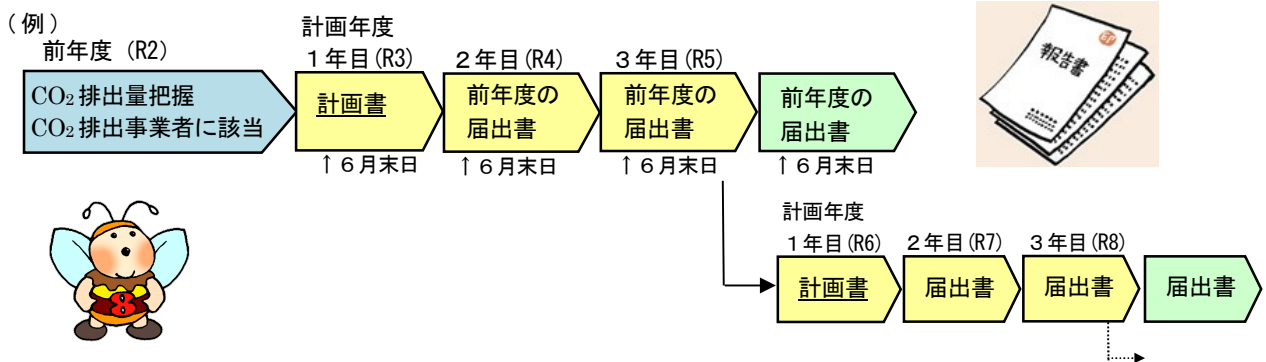


岩手県の地球温暖化対策計画書作成制度について

1 地球温暖化対策計画書作成制度とは何ですか？

地球温暖化対策の推進を図るため、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下「条例」）に基づき二酸化炭素排出量が相当程度多い事業者に対して、「地球温暖化対策計画書」の作成及び「地球温暖化対策実施状況届出書」の作成が義務付けられているものです。

地球温暖化対策計画（以下「計画書」）の作成については、二酸化炭素排出事業者に該当することとなる年度の翌年度4月1日から3年間を計画年度とし3年ごとに計画書を作成し、6月末日までに提出しなければなりません。また、地球温暖化対策実施状況届出書（以下「届出書」）の作成については、毎年度、地球温暖化対策計画書を提出した年度の翌年度から毎年度6月末日までに届出書を提出しなければなりません。



2 作成の対象者は誰ですか？

下記のいずれかに該当する者

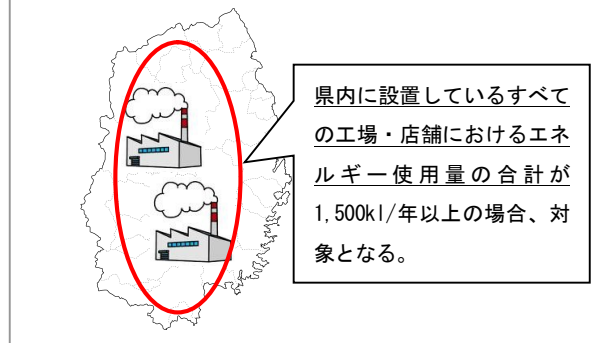
- (1) 県内に設置しているすべての工場又は事業場におけるエネルギー使用量（原油換算）の合計が1,500 kJ/年以上となる事業者
- (2) 40台以上の自動車^{※1}を使用^{※2}している事業者



※1 自動車とは、道路運送車両法第3条に定められる普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車をいう。

※2 自動車の使用とは、リース使用の場合も含む。

エネルギー使用量 1,500 kJ/年以上の考え方



★実際に条例の対象となるかどうか、裏面の確認フローチャートで確認してください。

3 確認フローチャート

チェックポイント1と2の両方をチェックし、
届出対象に該当する場合には「工場等から排出されるCO₂の量」又は「自動車から排出されるCO₂量」
又は「その両方」を把握する必要があります。

★チェックポイント1

自動車を **40台以上** 使用していますか？



YES

届出対象

NO

届出対象外

★チェックポイント2

工場、事業場、店舗、
ホテル、病院、学校又は
事務所(注1)(以下「工場
等」のいずれかに該当しま
すか？



YES

あなたはフランチャイズ
チェーン事業等を行って
いる事業者ですか？



YES

連鎖化事業者(注2)の
要件を満たしています
か？



NO

YES

県内に設置している工場等の年間のエネ
ルギー使用量の合計が原油換算で
1,500klを超えていますか？
(エネルギー使用量(原油換算)につい
ては、ホームページ(注3)の計算フォームで
確認してください。)

YES

届出対象

NO

NO

届出対象外

注1: 事業場には、国や地方自治体も当然事業者には該当しますが、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条第1項の規定による実行計画を策定してい
る地方公共団体については適用になりません。

注2: 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、
継続的に経営に関する指導を行う事業を行っており、次の(1)及び(2)の両方の事項を加盟店との約款等で満たしている事業者をいいます。

(1) 本部が加盟店に対し、加盟店のエネルギーの使用の状況に関する報告をさせることができること。

(2) 加盟店の設備に関し、以下のいずれかを指定していること。

- ・空気調整設備の構成機種、性能又は使用方法、
- ・冷凍又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法、
- ・照明に係る機種、性能又は使用方法、
- ・加熱及び調理機器の機種、性能又は使用方法

注3: 経済産業省ホームページ内 エネルギー使用量の簡易計算表

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/xls/gentani_tool_2014.xls

4 詳細については、ホームページをご覧くださいか、県庁又は広域振興局(保健福祉環境部)にお問合せください。

岩手県のトップページ <https://www.pref.iwate.jp>

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県環境生活部環境生活企画室

電話 019-629-5272 FAX019-629-5334 メール AC0001@pref.iwate.jp

サイト内検索

地球温暖化対策計画書作成制度

検索

